

中央家畜衛生通信

第102号 令和5年9月発行 岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

目次

- ・ 県外導入牛はヨーネ病検査を受けましょう …… 1
- ・ 鳥インフルエンザシーズン直前！発生予防対策の再確認を！ …… 2
- ・ 口蹄疫にご注意！～疑わしきは通報を～ …… 3

県外導入牛はヨーネ病検査を受けましょう

大家畜課

ヨーネ病は、牛、めん羊、山羊、鹿等の反芻動物がヨーネ菌に感染して起こる家畜の病気で、家畜の伝染病の中でも経済被害の大きい病気であり、「法定伝染病」に指定されています。子牛の時期に最も感染しやすく、感染牛の糞便等に含まれるヨーネ菌を口から摂取することが主な感染ルートと言われています。この菌に感染すると、数年に及び潜伏期間を経て慢性的な下痢や極度の削瘦を示し死に至ります。治療法はありません。潜伏期間中も糞便に菌を排出することがあります。



写真：やせ細り、水様性の下痢をするヨーネ病の発症牛
(動物衛生研究所 HP から引用)

1 発生状況

下の図表は、直近5年間の全国のヨーネ病発生頭数及び直近3年における管内の導入牛検査における摘発状況を示しています。全国では年間約1,000頭の患畜が確認されています。また、県外から管内への導入牛検査では、年1頭程度患畜が摘発され、定性陽性*事例も年に複数頭確認されています。

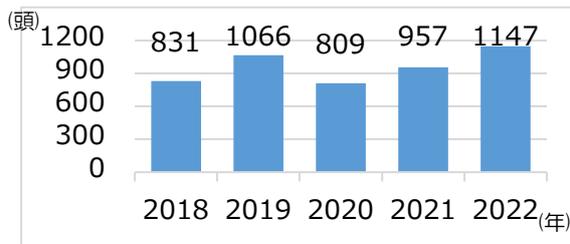


図 全国のヨーネ病発生頭数

年度	2020	2021	2022
検査頭数	295	324	321
患畜	1	0	1
定性陽性	10	2	3

*定性陽性…患畜ではないものの、ヨーネ菌遺伝子が検出されたもの
表 管内の導入牛検査における摘発状況

2 導入牛検査のススメ

本県において新規摘発されるヨーネ病患畜の多くが県外からの導入牛です。家畜保健衛生所では、県外導入牛のヨーネ病検査を無料で実施しています。預託農場からの帰場牛等、県外導入の際は必ず検査を受けるようお願いします。

～県外導入牛検査の受検にあたって～

- 対象：搾乳又は繁殖の用に供する目的で県外から導入した牛
申し込み：導入の1週間前までに、①導入予定日、②導入頭数を当所まで連絡願います。
検査材料：糞便 1～5g
※採材は獣医師、農協等に依頼し、当所まで送付又は持参願います。
検査料金：無料（ただし、採材に係る経費は自己負担になります）
その他：ヨーネ菌遺伝子が検出された場合、防疫措置に御協力ください。

鳥インフルエンザシーズン直前！発生予防対策の再確認を！

中小家畜課

2022/2023 シーズンの国内での鳥インフルエンザの発生は、野鳥では9月25日、家きんでは10月28日と、過去最も早く確認されました。家きんでの発生はその後相次ぎ、2023年4月7日までに本県を含む26道県84事例で確認され、殺処分数は計1,771万羽と、いずれも過去最大の発生となりました。

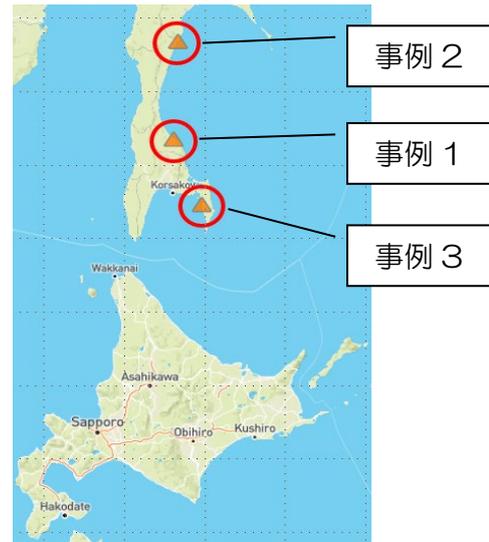
海外では、南樺太において今年7月に回収された死亡野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）の感染が3例確認されており、本年も早い時期に、渡り鳥によって本病ウイルスが国内へ持ち込まれることが懸念されます。

野鳥の感染確認及び家きんでの発生時期が早まる傾向にありますので、渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を再確認することが必要です。

発生農場の疫学調査結果（国）を踏まえた次の発生防止対策について、今一度確認をお願いします。

《南樺太における野鳥での感染事例》

- 動物種：ウミスズメ科（種未同定）
- 事例1：7月20日 1羽（死亡）
- 事例2：7月25日 272羽（死亡）
- 事例3：7月25日 1羽（死亡）



人・物を介したウイルスの侵入防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消毒・更衣前後の動線の確認 ○ 消毒薬の種類・濃度及び交換頻度の確認 ○ 全ての農場従事者及び外部事業者における衛生対策の徹底 ○ 家きん舎専用靴への履き替え、手指消毒及び手袋交換
野鳥・野生動物の侵入防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼料タンク付近の餌こぼれの片付け ○ 野生動物の隠れ場所となる物品の片付け ○ 家きん舎周辺の草刈り、木の剪定・伐採 ○ 堆肥舎や鶏糞搬出口への防鳥ネットの設置 ○ 廃棄卵及び家きん死体の適切な処理 ○ 野生動物が侵入しそうなルートの発見、侵入防止対策の実行 ○ 屋根上のモニターや天井裏等における破損箇所の点検・補修 ○ 家きん舎への野鳥よけ、入気口へのフィルターや細霧装置等の設置の検討
農場周辺の野鳥・野生動物対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農場周辺のため池等水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープ等の設置 ○ 野鳥・野生動物への安易な餌やりやその類の行為の自粛 ○ 野鳥・野生動物の死体を放置せず、自治体に速やかに連絡
農場周辺環境を介したウイルスの拡散防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農場及び共同施設（死亡鶏保管庫、鶏糞処理場等）への出入り時の消毒の徹底 ○ 異状時の早期発見・早期通報の徹底

口蹄疫にご注意！～疑わしきは通報を～

病性鑑定課

令和5年5月に韓国で口蹄疫が4年ぶりに発生し、その後、8月23日時点で計11件と続発が確認されています。国内では、平成22年以降同病の発生はありませんが、令和4年10月以降に新型コロナの水際対策が大幅に緩和され、韓国を含む外国人旅行客が急速に増加しており、同病の侵入が危惧されます。本病の拡大を防ぐためには、早期発見・通報が最重要事項となりますので、口蹄疫を疑う症状と、通報後の検査について、簡単にご紹介します。

●異常発見～検査

飼養している偶蹄類家畜（牛、水牛、山羊、めん羊、豚）に、写真のような泡状のよだれ（泡沫性流涎）、口の中や口の周り、鼻、乳房、蹄にびらん・潰瘍や水ぶくれ（水疱）が認められた場合は、直ちに家畜保健衛生所（家保）又はかかりつけの獣医師に通報して下さい。家保の職員が農場へ立入り、症状のある家畜及び同居家畜の臨床検査（病変の位置や状態、発熱しているか、同居家畜に広がっているか等）を行い、写真を撮影します。さらに、家畜の移動歴、輸入飼料を給与していないか等の聞き取りをします。これらの結果、口蹄疫を否定できない場合には、検査材料を採取し、国の機関（動物衛生研究部門）に精密検査を依頼します。検査の結果が判明するまでの間、農場の人や物の出入りが制限され、口蹄疫の患畜と診断された場合、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の殺処分や農場の消毒等の防疫措置が開始されます。



泡沫性流涎（牛）



口唇のびらん（牛）



乳頭の水疱形成（牛）



鼻平面の潰瘍（豚）



乳房、乳頭の水疱、びらん（豚）



蹄のびらん（豚）

（宮崎県事例）

●疑わしきは通報を！

飼養している家畜に上記のような異常があった場合、個人で判断せず、直ちに家保又はかかりつけの獣医師まで通報し、指示を受けてください。本病は、発生すると急速に拡散する病気です。対応が遅れると発生農場のみならず、地域や県全体にまで被害が及ぶこともありますので、早期通報に御協力をお願いします。

< お問い合わせ先 >

○岩手県中央家畜保健衛生所

電話：019-688-4111 / FAX：019-688-4012

ホームページ：<http://www.pref.iwate.jp/nougyou/desaki/chuuou/index.html>

または「岩手県中央家畜保健衛生所」で検索してください

○沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

電話：0193-64-2214 / FAX：0193-64-5631

○岩手県中央家畜衛生協議会

電話・FAX：019-688-4015